

貿易関係貿易外取引等に関する省令等の一部を改正する省令等に対する意見募集について

令和 5 年 4 月 5 日
経済産業省
貿易管理課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

令和 4 年 12 月 9 日に公布された「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 97 号）における外国為替及び外国貿易法等の改正を踏まえ、関連する省令等の整備を行います。

つきましては、今般の見直し内容についてご意見を頂きたく、意見（パブリック・コメント）の募集をいたします。

2. 意見募集対象

- イ) 貿易関係貿易外取引等に関する省令等の一部を改正する省令
- ロ) 外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引の一部を改正する件
- ハ) 外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等の一部を改正する件
- ニ) 「輸出貿易管理令の運用について」等の改正案

3. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和 5 年 4 月 5 日（水）～令和 5 年 5 月 5 日（金）

電子メールの場合は午後 6 時まで、郵送の場合は終了日必着。

5. 意見提出先・提出方法

別紙の御意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を日本語で御記入の上、以下いずれかの方法で送付してください。

なお、電話での御意見の受付には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

○電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームからご提出ください。

○電子メールの場合

電子メールアドレス：bzl-boueki3@meti.go.jp

（件名を「貿易関係貿易外取引等に関する省令等の一部を改正する省令等」等に対する意見としてください。）

○郵送の場合

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

経済産業省 貿易管理課 パブリックコメント担当宛て

6. その他

御提出いただいた内容につきましては、氏名、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることをあらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を認識しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、住所、電話番号及びメールアドレスについては、御意見の内容確認等に限って利用し、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき、適切な管理を行います。

経済産業省「貿易関係貿易外取引等に関する省令等の一部を改正する省令等」パブリックコメント担当宛て

「貿易関係貿易外取引等に関する省令等の一部を改正する省令等」に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） ・ 意見内容 ・ 理由	